

大阪府住宅まちづくり審議会第2回居住安定確保計画推進部会 議事録

日時：令和3年5月24日／13：30～

場所：Web会議（事務局：大阪府咲洲庁舎23階 中会議室）

1. 開会

2. 事例紹介

（部会長）

本日どうぞよろしくお願いたします。早速ですが次第に入らせていただきたいと思います。まずは、事例紹介を専門家の皆様および事務局よりお話をいただきたいと思います。それでは、まず事例紹介の1番から3番を専門家の皆様から、4番5番を事務局ということで順にご発表をお願いできればと思っております。

では、ご用意していただいた資料をだいたい5分ぐらいで発表いただけますでしょうか。

（専門家）

わかりました。画面共有ができてから始めさせていただいてよろしいでしょうか。

そうしましたら1枚ものの資料も見ていただきながら確認いただけたらと思います。よろしくお願いたします。

短時間での報告となりますので、ポイントを絞って活動報告をさせていただきます。

岸和田市社会福祉協議会では、新たな住宅セーフティネット制度が始まる以前から、こちらで実施している社会福祉事業の相談者、今で言うところの住宅確保要配慮者に対しまして入居支援や住み替え、入居後の見守り、家賃滞納や近隣トラブルへの対応など居住支援を行ってきました。そうした支援を実施する中で相談者やその支援者が居住支援について、どこに相談して良いかわからないという状況があり、また実際の居住支援が事業の担当者任せになっているなど、居住支援の仕組みがないことを課題として抱えていました。

そこで、行ってきた取り組みのポイント2つです。

資料の特徴のところの3つ目の○を見ていただきたいと思うのですが、1つは平成29年12月に居住支援法人の指定を受けたこととなります。指定を受けた目的は、居住支援についての相談窓口の明確化と個別支援の強化を図ることでした。指定を受け居住支援の担当窓口を法人内に設置することで、住宅確保要配慮者の家探しで困れば居住支援法人である社協に相談すれば良いと言う形で、相談窓口の明確化ができてきました。また、相談支援を集約することで支援ノウハウを蓄積することができ、個別支援の強化にも今繋がってきているところです。

もう1つのポイントが居住支援の仕組み作り。支援ネットワークの構築のために、令和元年8月に岸和田市居住支援協議会を設立したことです。やはり個人単体での支援には限界

があることから、拠点支援ネットワークの構築が必要であると考え、今回は準備会から事務局を担う形で協議会を立ち上げました。協議会では行政や協力不動産店と連携し、居住支援に関する課題の共有であったり、その解決策の協議、セミナーの開催、相談会の実施などをしております。また、弁護士相談会の実施も協議会として行っております。こういった形で居住支援の仕組み作りを進めているところになります。また、この居住支援ネットワークというのは、我々としてはあまり広い範囲、広域ではなく、顔の見える関係が構築できるローカルエリア、市町村レベルで構築することが非常に有効ではないかと考えております。今回の具体的な活動につきましては、要配慮者に対しまして、入居前の支援から退去時の支援まで相談者の状況に応じまして一体的に実施するという方法で行っております。支援の特徴としましては、家賃保証会社への緊急連絡先の提供というのがあるのではないかと考えております。民間賃貸住宅の契約時には、家賃保証会社による保証設定というのが今ほとんどなっておりまして、保証会社との契約時に緊急連絡先を求められるのですが、我々のところに相談くる方の多くが緊急連絡先が不在ということで、そのことがネックになって手続きが進まないというようなことが多々ありましたので、本会が緊急連絡先になりまして入居手続きをスムーズに進めることであったり、入居後の家賃滞納であったり、近隣トラブル、また、死亡時のトラブル対応等を一緒にすることで、安心して大家や管理会社が入居受け入れをすることができるサポートを大切にしているところです。

今後につきましては、サブリース物件への入居支援であったり、空き家・空室の活用などを関係機関と協力しながら進めていきたいと考えておりまして、より岸和田市内での居住支援の充実を図ってまいりたいと考えております。以上、簡単ですが岸和田社協からの活動報告でした。ありがとうございました。

(部会長)

どうもありがとうございました。この観点に関しては、また後でご議論を深めさせていただけたらと思います。それでは続いての発表をお願いしてもよろしいでしょうか。

(専門家)

では、私の発表をさせていただきます。NPO法人西成チャイルド・ケア・センターはもとも任意団体で2010年にこどもの居場所作りということでスタートをしています。2012年に「にしなり☆こども食堂」をスタートさせたというほうが、おそらく皆さんわかりやすいとは思いますが、子ども食堂というのが、子どもの貧困がクローズアップされてから、全国でいろんなところで話題になりました。関西ではその先駆けとなるのが「にしなり☆こども食堂」です。2016年までは市民交流センター西成というところを使っていたが、そちらが閉鎖になったことに伴い、今は市営住宅の一室でやっています。貧困や虐待の世代間連鎖をどう断ち切っていくかが課題なのですが、例えば児童虐待を考えたとき

に、親の生きづらさであったり、親のしんどさがあるのですが、行政の支援メニューの中には、親子を丸ごとサポートするという支援メニューがほとんどなくて。特に心理的に様々な課題を抱えていらっしゃる方は、まずは衣食住の確保をしていかななくてはならないのですが、例えば児童虐待でケースが上がると、子どもはしっかりと守られる。でも、課題を抱えたままの親へのサポートはほとんどなく、衣食住の生活習慣が整っていない中に、子どもが一時保護や施設から帰ってきたときに、保護者の状況が変わっていないからまた同じことが繰り返される。そんなジレンマをずっと約10年抱えながら活動してきました。制度としてすぐに作れないのであれば、民間としての取り組みでスタートさせなきゃいけないということで、日本財団からの助成を受けて、2020年の10月から滞在型親子支援を始めました。子どものしんどさは親のしんどさなので、子どもだけを守るでもなく親だけを守るでもなく、親子を丸ごと支援していくということをスタートさせました。そこで見てきたことがたくさんあります。制度はやっぱり法律で縦割りになってしまうので、親子を丸ごとサポートするとなると、どうしても制度の狭間が生まれてしまいます。あと若年層のホームレスがこんなにいるかということが今回コロナで私たちも驚いているところです。仕事がなくなると家賃が払えず住むところがなくなってしまうのですが、若年層のホームレスを想定した施策がほとんどなく、そこはスピード感を持ってやらなければいけないので、居住支援もやっています。活動を通してわかってきたことが、「こういうハードが必要です」とか、「こういう支援が必要です」と言うと、現場で丸ごとサポートをしていらっしゃる方は、「生活保護法の中で居住を何とか確保できます」とか、「障がい福祉の施策を使って」とか、「地域の中で見守りがある」とかおっしゃるのですが、どうしても法の縦割りで狭間が生まれてしまう。加えて子ども目線で言うと、「子どもを虐待している親」と、地域から見られてしまうしんどさがあったりもして、一つでいいから皆さんに知っていただく場所をつくって、親も虐待をしたくてしているんじゃないよとか、しんどさを抱えている親子ってこういう課題があるから地域で見守っていく必要があるんだよということを訴えていくような、そんな場所も必要だなということで「滞在型親子支援」は、マスコミ取材も積極的に受けています。

あともう1つわかってきたのが、一時保護やDVシェルターに行くなどして、子どもや親が地域から一旦離れてしまうと、その後地域に戻ってきてもなかなか溶け込みにくいということです。少年院退所者や、児童養護施設を出た子たちも同じような状況です。18歳で児童福祉法を法的根拠とした様々なサポートが切れてしまうので、18歳までは子どもとして守ってもらっていた、かつて子どもで今大人という微妙な年齢の若者の抱えるしんどさもあります。やってきたからわかったことを、スピード感を持って制度に上げていくということを、行政の皆さんと協議をしながらいろいろ進めています。皆さんとも議論をしながら、今、目の前でお困りの方がコロナ禍と、今後に向けて本当に活かせる、使える制度ってどういうものなのかというのを議論できると大変ありがたいなと思っております。どうもありがとうございました。

(部会長)

短い時間でありありがとうございました。あとで重層的支援体制整備事業の話題も出てくると思いますので、またその辺りでご意見頂戴できたらと思います。続いて事例紹介の3についてご説明をお願いします。

(専門家)

どうぞよろしくをお願いします。

私の方からはセクシャルマイノリティの住宅問題ということについて情報共有させていただきます。実は私はセクシャルマイノリティの専門家ではなくて、シングルマザー住宅の住宅問題を過去20年ほどやってまいりました。その繋がりでも、セクシャルマイノリティの当事者の方から、シングルマザーとかホームレスだけじゃなくって私達もいろんな住宅確保の困難を抱えているのですよと、そういったようなご意見をいただく機会がすごく増えてきた。加えて自治体の担当者の方からも、セクシャルマイノリティに関する支援をしなければいけないのはわかっているけども、なかなか実態が浮かび上がってこないのどういったニーズに対応したらいいかというご相談を受けることがありました。そういったような経緯から私の方で1年間いろいろと勉強した上でアンケート調査を実施してみようかと計画をしてみました。アンケート調査は2020年12月の後半から継続的に実施しまして200ぐらい回答数が集まっています。セクシャルマイノリティの基礎知識に関しては短い時間ですので、資料の左側のLGBTの総称みたいなものをまとめておりますのでそちらの方をご覧くださいと思います。アンケートの結果ですけれども、どういったような住宅問題を抱えているのかということですが、やはり同性パートナー、男性同士・女性同士って住宅を確保することが非常に難しいということです。さらに住宅探しの際に同居者との関係を詮索されてしまう、自分が同性パートナーと一緒に暮らすということを説明すると入れる住宅の条件が非常に悪くなってしまふ、そういったような回答がありました。また、同性同士で住宅を確保するという以外にもトランスジェンダー、見た目と戸籍が違うということで住宅探しの際にはいいですよって言って契約までいくのですけれども、証明書をいざ出すと性別が違うと無言でお断りというようなことも結構あった、というような自由記述欄がありました。我々なかなか住宅政策領域分野でこのセクシャルマイノリティのことにあまり着手してこなかったのですが、実際にアンケート調査をしてみるといろんな問題が出てきているということです。最近では物件検索サイトでもセクシャルマイノリティに優しい住宅ということでいろいろと住宅を紹介しているのですが、実際自由記述欄を開けてみますと、セクシャルマイノリティOKですというフラグが立っているところにいろんな条件を入れてみると、検案件数がゼロになったとか、あるいは実際に仲介業者にお会いしてみると差別的な発言をされてしまったりとか、そういったようなことで、取り組みが若干あるのですけれども、なかなかうまく住宅に繋がらないと

というような問題が上がってきています。私はシングルマザーの住宅確保問題をずっとやってきたのですが、彼女達が住宅問題に直面するのは貧困である、家賃が払えない、住居費が負担できないということで貸し渋りの対象にあっていたのですが、このセクシャルマイノリティの特徴は所得に関しては問題がないのだけでも、性別、セクシャルリティの問題で住宅市場から排除されている、これがすごく大きな問題だろうと思っています。

先月朝日新聞にこれを取り上げていただいたのですが、ツイッターとかSNSで、同性同士で住宅を確保するにはシェアなんかが今進んでいるので、性別、セクシャルリティを隠して住宅確保すればいいじゃないかというような、そしたらスムーズにいくじゃないかというようなご意見いただくこともあるのですが、権利としてやはり異性のパートナーと同じように同性パートナーでも住宅が確保できるような、そういったような整備が必要。水面下でこういう要件を整えば住宅が確保できるということではなくて、堂々と同性同士、あるいはセクシャルリティを開示して住宅が確保できるそういったような整備が必要なのかなと思っています。その他、いろんなご質問に関してはまた後ほど受けたいと思っております。時間も来ましたのでこれぐらいで終了したいと思います。ありがとうございました。

(部会長)

ありがとうございました。

続いて事例紹介の4と5を事務局の方でご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

事例紹介の4と5につきましてご紹介させていただきます。新たな住宅セーフティネット制度が平成29年に国の方の法律改正があってスタートしたのですが、その目的の1つとして民間の空き家が増えてきていて、これを有効に活用できないかというのも1つの目的でした。ですので、事例紹介の4と5では居住支援法人が民間の空き家を活用して居住支援をしている事例ということでご紹介をさせていただきたいと思っております。

事例の4につきましては、居住支援法人のRenovator株式会社です。大阪府の居住支援法人であると同時に、京都府の居住支援法人の指定を受けておりまして、京都府内あるいは大阪府の北の方のエリアで活動をされております。特徴のところを見ていただきますと、自社で空き家や築古の物件を安価に購入・リノベーションをして、手の届きやすい低価格の家賃で住宅困窮者へ提供ということで、そのスキームが資料右下にあるのですが、資金調達のところから物件取得・再生、それから住宅提供ということで、この流れをRenovator株式会社がされているということです。行政・自治体とか、地域社会とか、住宅困窮者、それぞれがやはり課題を持っている中で、事業を通じて社会問題を解決する三方よしのビジネスモデルということを進めるということでされております。こういう取り組みをどんどん進めば本当にいいことだと思っている中で、やはりその物件取得、うまく

使いやすい物件を安く取得することで、安く住宅提供する。ここがやはり独特のノウハウが必要なところで、なかなか簡単に全ての事業者ができるわけではないだろうと思います。Renovator 株式会社の取り組みをご紹介させていただきました。

続いて事例紹介の5です。これは大阪府の居住支援法人でNPO法人空き家サポートセンターというところです。居住支援に係る体制17名という形でされている専門家集団です。PRのところを見ていただきますと、所属する行政書士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、弁護士、社会保険労務士等が、いかなる困り事にも対応するワンストップサポートを行いますということで、空き家問題を中心に空き家の活用というところからそれを活用した居住支援というところまで、専門家の方々が連携して支援されています。豊中市市民協働情報サロンでのセミナー61回、生活相談件数約400件と豊中市及び豊能郡という北摂の方で活動されているNPOで、豊中市と連携しながら色々な活動もされたりしております。また、入居前支援も入居後支援も死亡時の支援も全てされているのですけれども、入居後支援のところを見ますと家賃保証業者である一般財団法人高齢者住宅財団、国の外郭団体ですが、ここが提供している家賃保証制度を活用したりしているということで、自社だけでなく関係するところとも連携しながら活動をされています。以上、事例紹介の4と5です。

(部会長)

ありがとうございました。順序がちょっと逆になりましたが、今日は地域福祉、子育て、LGBTの専門家の方々にご参加いただいております。大変貴重な発表をいただきました。今の発表について、どこからでも結構ですが、何か質問等ございますでしょうか。

(専門委員)

まず、岸和田市社協についてですが、居住支援協議会が設立され、相談支援の件数も増えてらっしゃると思います。緊急連絡先を社協で担うということは以前からされていたと思うのですが、それを協議会としてやるとなるとかなりの件数の緊急連絡先になるのではないかと思います。社協としての体制は整えられたのかというのがまず1点です。もう1つよければ教えていただきたいのですが、市の居住支援協議会の事務局に社協がなるケースも各地であります。事務局を担うとしたら（行政が担うこともありますが）、社協以外にどのような機関が考えられるのか、教えていただければと思います。

次に、西成チャイルド・ケア・センターの事例も大変興味深くお聞きしました。若年のホームレスの方も増えてきているということですが、今使える制度としては、生活困窮者自立支援や生活保護が該当すると思うのですが、どのような制度や対応が一番不足しているのか、特に住まいに関して不足していることは何か、お聞きしたいと思います。

続けてお聞きしたいのですが、セクシャルマイノリティの住まいの問題としては、公営住宅入居の問題が大きいのではないかという議論をしたことがあります。単身入居以外は親

族との同居が公営住宅の入居基準になっているので、それ以外の入居が難しいということを知りました。先ほどのお話では経済的な問題よりも、社会的な問題が大きいということだったので公営住宅の入居条件が問題にはなっていないのかもしれませんが、その辺、何か住宅政策としての取り組み全体見てどうなのかということをお聞きしたいと思いました。以上、3人の方にまとめてお伺いします。

(部会長)

では、岸和田市社協からお願いしたいと思います。

(専門家)

まず緊急連絡先の提供です。事例紹介のところでお伝えさせていただいたのですが、契約をまず進めていくためにいるということで、これは組織立つ前は私個人の携帯電話番号を提供していたのです。なので、それは個人任せになっているという部分でもあったのですが、そこから今も手元に置いてありますが社用の携帯を準備しまして、こちらの方にご紹介した方の連絡が緊急時や家賃滞納時には入るような仕組みにしておりますので、保証会社や管理会社のシステムみたいなものには、岸和田市社協担当者とは何十件も登録されているという状況は以前から変わらずで、社用になったことで、その点については後の方にも引き継ぐことができる体制が整ったと思います。緊急時すぐに連絡いただけますので一緒に対応できると、個人の連絡先よりも丁寧に対応してもらえるとということでご紹介者としては安心できるとおっしゃっていただいております。

もう1つ、事務局を担うところですが、私がお答えする立場ではないかもしれませんが、あるとすれば例えば障がいの委託相談支援事業所なんかは地域移行やそういう場面で居住支援を実態的には行っていますのでノウハウはあると思います。そういったところであれば担うことができるのではないかなと思いました。以上です。

(部会長)

続いて、西成チャイルド・ケア・センターお願いします。

(専門家)

まず制度にたどり着けない子がたくさんいるということが課題です。特別定額給付金がありましたので、そもそも住民票がどこにあるかわからない、身分証明書が手元にないという相談がたくさん来ました。例えば児童養護施設などにいる間は先生たちがきっちり健康保険証を用意してくれて、退所した後も社会保険に入れる仕事に繋げて身分証明書を確保してくださるのですが、その後例えば仕事を辞めましたとか、もしくは虐待を受けていて保護者がネグレクトで健康保険に加入できていなかったとか。もしくは親の虐待やDVがつかずぎて着の身着のまま家から飛び出してしまうと、身分証明書がなくなる。その子

私たちはどうやって働いているの？と、よく質問を受けるのですが、例えば他人の健康保険証で顔写真がなければそれを借りれば働けてしまうとか、身分証明書を偽造するようなサイトもありますので他人になりすまして働くことが出来てしまう。そうすると、ますます役所から足が遠のき繋がれないということがわかってきたので、まず身分証明書の確保をしていくところから必要でした。ただ、窓口に来た人を誰でも認めてしまえば、今度は他人のなりすましが増えてしまう、犯罪が増えてしまう。これも何度も国も含め協議したけれども、やはりある一定のなりすましとか犯罪を防ごうと思ったら、きっちりと手順を踏まないといけない。引き続き協議をしてもらっています。コロナの影響で繁華街での仕事がなくなり、身分証明書がないまま若年ホームレスになった方たちを、各自治体と協議しながら支援してきました。あと、住所や身分証明書がないと正規の仕事に繋がらないので、不安定な仕事でネットカフェを転々とするということが続いていることもわかりました。あと携帯電話も身分証明書や住所がないと借りられないので、契約が切れた携帯電話を持っている方も多く、フリーWi-Fiさえ繋がればコンビニとかでLINEができるのでLINEで連絡を取ってくる。でも役所は電話で連絡をとろうとするので、結局役所に繋がなくても繋がらない、LINEでやりとりしてくれたらぎりぎり繋がるっていう子たちとLINEを通して繋がっていくということをやっていました。

あと、ようやく住所が確定できて生活保護に繋がりますとなっても、生活保護は急いでも2週間程度かかってしまうし、それまでにすぐに住宅を確保ができるかということ、それも難しいので救護施設やシェルター紹介される。そうなる今の子は門限があることがすごく苦手で、門限があります、Wi-Fiが使えません、あとシェルターだと一定期間スマホを預けることが必要になるので、「スマホは使えません」と言った時点で「いいです」と言ってどこかに行っちゃうので、今のニーズにマッチしたものがない。法律を使おうと思っても結局その法と法の間で一定期間ブランクがあって、そこを緊急小口資金貸付とかで何とかつないでいこうとするのですが、結局そうなるといくつもの窓口でいろんな事情を聞かれるので、もうその時点で「いいです」と諦めてしまう。ワンストップで全部が解決できる窓口があればいいのですが。そもそも書類の意味がわかってない子もたくさんいて。何回か続いてなるほどと思ったのが、「配偶者って何？」と聞かれる、「世帯って何？」と聞かれる、あと「本籍って何？」と聞かれる。戸籍とか、本籍とか言われても、意味がわからないから役所に自分1人で行っても結局制度の入り口にすら立てていなかったというのもわかりました。

あと、ようやく繋がっても郵送で書類のやりとりになるので、今の若い子たちは郵便の仕組みを知っている子の方が少ないというのが実情です。切手の買い方がわからない、メール便や宅急便などもありますし、赤いポストに入れるのは何なのか？と。あとフリマアプリを使えば住所すらいらないので、コンビニでバーコードを貼れば住所を書かずとも届いてしまいます。その他にも特別定額給付金のやり取りでわかったことは、返送用封筒の使い方もわからないことでした。切手を貼らなくてよい返送用封筒があるとか、そのシステ

ム自体もわからなくて。よく行政がおっしゃる、本当にお困りの方に繋がれないというのは、繋がれないツールを使っていることが課題だというのがわかりました。法律や制度を変えましょうという、そういうレベルの高い話じゃなくて、実は入口のそんなところが課題でしたという現場の声でした。

(専門委員)

ありがとうございます。公的な制度が使えない理由がよくわかりました。

(部会長)

ありがとうございます。本当に納得しました。高齢者と全然違う状況があるのですね。続いて、セクシュアリティについてお願いします。

(専門家)

セクシュアリティの場合には、まず1つ特徴的なのはやはり階層性がすごくあるということだと思います。公営住宅に関しても説明を受けて入りたいかどうかというのを聞いたのですが、入りたいという割合よりも興味はあるが必要がないというか所得的にかからないという人がすごく多いのだと思います。ただ一部の階層ではやっぱり入りたい、そのためにはパートナーシップ制度というものがあるのですがそれに紐づいているので、行政がパートナーシップ制度しかないで公営住宅に入居できないというような仕掛けになっているところもあるので、そのあたりを整備してほしいというご意見がありました。もう1つは公営住宅は世帯型が決まっています。家族という。なので、男性が2人、女性が2人ということに対する地域の目がとても気になる。やはり民間賃貸住宅をうまく活用させてもらうようなことも含めて検討してほしいということが当事者の方のご意見だったということです。ありがとうございます。

(部会長)

ありがとうございます。公営住宅よりもセーフティネット住宅のほうが入居しやすいということかもしれません。

では、事務局から議題としている論点について、説明をいただきたいと思います。

3. 議事

住宅確保要配慮者の居住安定確保、居住支援の体制の整備について

○事務局より資料説明（現状、論点1から論点3）

(部会長)

ご説明ありがとうございました。ただいまの論点1から3について何かご質問いただけたらと思います。いかがでしょうか。

そうしましたら私の方から。冒頭の発言とも関連しているのですが、緊急連絡先になかなか来てくれない。岸和田では協議会の方で、事務局の方で務められているということですが、これは居住支援法人が連絡先になっても構わないのですか。

(専門家)

構わないと思います。入居を支援するときをお願いするばかりではなくて入った後についても関わるよっていう、そこをやはり重点的にやらないといけなのではないかなと思います。

(部会長)

そうするとまだ不動産会社の方が居住支援法人の人をお願いできることを知らないのかもしれないですね。マッチングが足りてない。

(専門家)

そうですね。そういった対応をする法人がどの程度あるかちょっと私の方で把握していないのでわかりませんが。

(部会長)

そうすると論点1については改善の見通しが立ちそうです。取り組む意志のある居住支援法人を調べた上で不動産事業者、協力店と連携して今課題になっているマッチングができれば双方がこのことはこの人をお願いしようという判断ができるようになると思うのですが。いかがでしょうか。

(事務局)

事務局としてもまさに今おっしゃっていただいたようなところに改善点があるかなと思っております。私どもも居住支援法人それぞれがどのような活動をされているかをパンフレットにして不動産業者・協力店中心にお配りもしております。ただ、各居住支援法人のされている活動の内容が非常に幅広くて、1個1個どのようなことやっているかということから見ていくというのもなかなか探しにくい状況であるので、そういったそれぞれの居住支援法人の活動内容がわかりやすくできるような、連携しやすいようなそういった仕組み作りということも、これからさらに深めていきたいと思っております。以上でございます。

(部会長)

はい。ありがとうございます。もう一つ教えてください。保証会社から緊急連絡が入ったと

きに受けた個人や事務局に一定のお金が支払えるのですか。夜間もたくさん電話を受けられたりするかもしれないですけど、そこがある程度受けると収益になるという形が作れると、受けるほうもやりやすいのかなと思ったのですが。

(専門家)

そういった報酬があれば非常にありがたい、いい仕組みだと思うのですが、私たちの場合は2番目の論点にもあつて国の補助金等もいただきながら活動しております。これは、それぞれの立場でそれぞれが少しずつなっていくか差し出さないといけない部分だなと思っていて、入居をお願いするにあたっては後のフォローをしますよと。受入側の不動産店については例えばトラブルがあったとき大家と一緒に動きますよといったところで、お互いが少しずつ歩み寄らないといけない話だと思うので、何か報酬を出すことでそれを仕組みにしているのかなというのにはちょっと疑問には思います。

(部会長)

そういう課題もあるということですね。ありがとうございます。いずれにしてもマッチングというか、大阪府の方でも顔が見える関係性をどういうふうに構築していくか方向性が見えてくると思ったところです。他いかがでしょうか。論点1から3どこからでも結構です。もちろん今のお話でも構いません。

(専門委員)

少しコメント的なところになるのですが、発言させていただきます。今日の最初前半の皆様の方から活動を伺いしていく中で、やはり包括的な対応。ここに来たらもう私達が何とかあなた支えてあげますよという包括的な対応とか、あとは柔軟に対応していくこととか、スピード感というものがやはり現場では非常に重視されているということを改めて感じました。ただなかなかこういう包括的な対応や柔軟性、スピード感というのは、非常に行政が苦手な部分じゃないかと思っています。ですから、なかなかやはり行政が直接支援をしていくということが難しいという中で、今回の居住支援法人のような間接的な支援を移行していったのではないかと思っています。そのあたりのやはり行政の役割みたいなものを少し何か明確に書いていただいた方が、市民の方や事業者の方には伝わりやすいのかなと思いました。一体行政が何をしてくれるのというのはおそらく現場で働かされている団体の方も大きなもどかしさ、少し悩まれているところだと思いますので、なかなか直接的な支援が難しいけれどもこういうふうの間接的に行政が支援しますよっていうことを打ち出すことも、今このような世の中難しい状況の中では大切だと思っています。まず、そこがちょっと大きな話で1点あるということになります。

あと論点1と論点2の居住支援法人に対する支援ということを考えていきますと、今回大阪府の会議になりますけれども、やはり市町村で居住支援協議会を作らないことにはなか

なか府という大きな網では難しいのではないかなと思います。この話をこの前段の審議会等でもさせていただきまして、なかなか普及が進まないというところがありますので、むしろ論点1、2のところはどうしていくと市町村に対して居住支援協議会を立ち上げさせることができるのか、というふうな支援策といいますか府の取り組みみたいなものがもう少し前面に出てきた方が、市に対しても、大阪府の取り組みの充実度というものが伝わるのではないかなと思っています。そんな形で市がどんどん立ち上げてくれると、自ずと市の方が協力店と連携したり、支援法人を支援していくというところに繋がっていくのではないかなと思っていますので、またこれも大阪府として何ができるのというところが大事なポイントじゃないかと論点1と2に関しましては思いました。大阪府が市に対し何ができるかというところが大事かなと思います。

あともう1点、間接的支援という流れになったとしてもやはり直接的にできることも行政としてあると思う。その1つにはやはり物理的なストックを貸し出す、ある程度の低価格であったりとか、いろんな優遇の中で貸し出すということが行政の役割としてできるのではないかなと思いますので、ぜひ公営住宅だけに限らず、様々な行政の、公民館は行政の枠の外ではありますけども、様々な場所を貸し出せるのであれば貸し出していただいて、子ども食堂であったりいろんな支援の活動に使っていただけるような仕組みをぜひお考えいただければありがたいと思っています。色々な話になりましたが、以上になります。

(部会長)

はい。ありがとうございます。それでは行政として、大阪府からご発言いただくのと、あと岸和田は理想的なケースで、社協がちゃんと手を挙げて居住支援協議会を作られているので、本来他の社協にも真似してほしいところですが、どうすれば社協が手を挙げてくれるでしょうか。

初めに行政としてコメントいただけないでしょうか。

(事務局)

行政の役割を明確にということ、行政が何をしてくれるのかということ、打ち出すことがまず1点目ということでした。その中の1つが国の方の補助制度のご紹介と、あとは先ほどお話がありましたけれども、物理的ストックの貸し出しということで、公営住宅とかそれ以外にも公が持っているものの貸し出し。安く貸せるというところもあると思います。そういったことの手続きを周知していくということが今回新しく取り組まなければならないことと思っています。府営住宅だけではなく、府の公社住宅の空室あるいはUR賃貸住宅の空室も、今こういう地域拠点活動的あるいはコロナ対応ということで貸し出しもされていますので、そういったところにもつないでいけるような形を考えていけたらと思っています。

また論点1、2に関して市町村の居住支援協議会を作ることが大事ということでご指摘い

いただきました。まさに我々もそのように思っておりまして、平成29年の新たな住宅セーフティネット制度ができたときから大阪府の協議会だけではなく、市町村協議会で地域に本当に手の届く範囲で、顔の見える範囲での支援体制が大事だと思っております。各市とそういった打ち合わせをもちろんしたいと思っております。大阪府としては、今年度、住宅政策とかあるいは公的賃貸住宅がどうあるべきかの協議の場というものを各市町村と作っていくということを考えております。今までもそういった各市町村と個別に話し合う場はありましたが、どちらかというと公営住宅をどうするかとか、割と自分のテリトリー内というか、持っているものをどうするかの話の方が大きかったですけれども、それをさらに発展させて、それぞれの地域でどういった民間賃貸住宅とか、居住支援とあわせてどういった取り組みが必要かといったことの話し合いをしながら、地域ごとに必要な支援体制というものを作っていく、そういう取り組みを今年度スタートしたいと考えております。以上でございます。

(部会長)

よろしいでしょうか。

論点資料の説明の中であつた通り、公営住宅の指定管理が居住支援法人と連携する形を検討しているとのこと。こうした方向性は居住支援法人が安定的な収益を得られる点で効果的だと思います。

その他にも、行政が持っている様々なストックを居住支援法人がより積極的に活用できるように動いていただけたらと思います。

続いて居住支援協議会の立場からいかがでしょうか。各市町村が地域に居住支援協議会を作るために、どうしたら社協がその中心を担えるのか、そのあたり、個人的な見解で結構ですので、教えていただきたいと思います。

(専門家)

我々岸和田市でこのネットワークを作っていたとき、相当狙ってというか、こういう仕組みでやろうと考えて作っていたつもりです。と言うのも、いろんな協議会を見たときに各種団体から代表者が出てきて協議するような場を結構作っているところが多いと思って、私たち実際現場にいる者からするとそういう協議体ってあんまり意味がないですね。本当に困っている人たちをどうやったら居住支援できるかということになったときに、やはり現場にいる人たちの会議体を作りたかったので。実際参画いただいている市役所の人たちも、現場レベルの人か、係長の少し手前ぐらいの方たちに出ているようなやり方をとっています。その辺は社協が実際立ち上げていくときに、社協が中心的な役割を担うとすれば顔の見える関係は地域で必ずあるはずなので、そういったこの居住支援を一緒にするメンバーを巻き込んでいくという意味さえわかれば、方法としてはそんなに難しくないのではと思います。国にも聞いたら、そういうネットワーク型の会議でも協議体として認める

ということで事前に確認取れましたので、1つそういうやり方もあるということで、堅苦しい会議体を作るとなると規約もうるさくなってくるので、ハードルも高くなるかと思えますので、その辺のあり方みたいなところをそもそももう少し共有できたらいいのではないかと思います。以上です。

(部会長)

ありがとうございます。大変重要なご指摘だったと思います。やはり現場で動いている方々が繋がるのが重要だと思います。事務局としても1つの形ではなく、いろんなタイプ、各市町村にこういうタイプもあるしと、実情に応じて選んでくださいと示せること、あともう1つメッセージがやはり現場の最前線で問題を抱えてらっしゃる方々にも届くような配慮、その辺りを工夫いただけたらと思います。

論点3の重層的支援体制についてはまだどなたもご発言いただけていないのですが。

(専門家)

先程の行政に何ができるかという話についてですが、逆に現場サイドとして行政にこれをしていただけたら大変ありがたいですということを考えながら聞いていたので、その点についてお話をさせてください。

まず市町村との協働ですが、進めるのが難しい自治体もあるだろうな、ということです。先ほどの話とも繋がるのですが、私は今回西成チャイルド・ケア・センターの理事として参加していますが、他にも色々なことをやっています。私の地元が大阪府の茨木市で、茨木市の市政顧問を約3年間務めていた時期がありました。同時に市民団体として、子ども・若者サポートを行政と一緒に制度を作りながらやってきたという経緯があります。市長が変わってからも引き続き関係機関や担当課をまたいで政策と一緒に作ってきました。なぜ市町村でこういう住宅確保に関する協議会ができないかという、もうすでにいろんな協議会を市町村は持っていて、例えば茨木市だったら子ども若者支援地域協議会というものがあります。そこは教育委員会も子どもも福祉も子ども・若者に関する関係機関が参加しています。子ども・若者のしんどさは、親のしんどさに繋がっています。教育委員会は子どもと繋がっています。福祉でいうと母子保健を通して赤ちゃんから繋がれる、未就学児だったら子ども政策課と繋がれるので、その協議会で子ども・若者という支援の中だけでも、実は全世代をサポートしています。その協議会で今回住宅確保が困難な若者やひとり親家庭の議論を進めています。

茨木市も府営住宅を使って、子ども・若者、ひとり親に関するシェアハウスを準備中です。あと若者が行政や制度と繋がりにくく、書類や手続きを面倒くさがるのであれば、やはり最適解はシェアハウスだと感じています。シェアハウスは家電も家具も揃っているし手続きも簡単なので、公営住宅を使っただけのシェアハウスで住居のサポートをし、自治体の福祉サービスにも繋げ、地域住民の見守りもスタートさせようと思っています。大阪府もぜひストッ

ク活用をしてほしいということで国・府・市に関する許可については何の壁もなくあっさり
と行ったのですけれども、今何で止まっているのかというと、もともと公営住宅に長年住ん
でらっしゃる方たちに、若者が住みますということを言いに行くと、若者がたくさん集まっ
て住むと治安が悪くなるとか、騒がしくなると言われ、地域の壁にぶつかってしまいました。
私が地域住民を説得するための資料を頑張ってまとめました。大阪府にお願いしたいのは、
公営住宅はもともとこういう流れでできていて、今、時代の変遷とともにこういうことが必
要とされている。若者のシェアハウスやひとり親のサポートをすることによって、これだけ
地域が良くなって素敵な未来が生まれますよという広報資料があったらやりやすいと思
っています。広げていくにあたって、なぜこの取り組みが必要なのかという資料があれば嬉
しいです。難しい文字が並んでいたら誰も読んでくれないので、わかりやすいイメージ図が
あったらいいなと思いました。大阪府がまとめてくださったストックの事例集はとても良
いので、あれを市町村にまとめて頂けたら、こういうことが空室を使ってできますよと、い
ろんな自治体や自治会に理解していただけたらと思います。自治体や自治会がとにかく納得
してくれないと空き家対策でいいものを作っていけないので、たくさん渡せる紙ベースの、
わかりやすい写真がいっぱいある、明るくて手に取りやすい広報資料があったら多分もう
ちょっと理解が広がるのではと、実際に茨木市で動いてみて思いました。今は難しい漢字ば
っかりの資料しか出てこないの、それがおそらく壁になっている1つかなと感じました。
あと、岸和田でされていることって本当にど真ん中だと思っていて、それぞれの市町村にこ
ういうことをやりたい人は必ずいます。見守りはそもそも民生委員とか、あとは青少年健全
育成に関わる皆さんとか地域の見守り体制というのはもうすでに歴史的にたくさんありま
すし。茨木市に関していえば、今回府営住宅を使った若者支援シェアハウスを計画した時に
地域の見守りは誰ができるか相談してみるとライオンズクラブやJC(青年会議所)の会員、
企業も含め、いろんな人が手を挙げてくださるので、どこかで1つ、まずは公営住宅モデル
ができるといいなと思っています。地域住民とやり取りをしてわかったことが、民間の不動
産業者等、地域と関わりのない人が来ても怪しむが、市長が言っていますとか市とか府の人
が言っていますという、公営住宅を使ってということだったらまだ話は聞いてくれる。あ
とは地域住民の理解だけなので、事例を作っていきたいと思って今動いている最中です。あ
りがとうございます。

(部会長)

ありがとうございました。ご自身の経験に基づいて貴重なお話をいただいたと思います。
事務局の方いかがでしょうか。

(事務局)

おっしゃっていただいたように、大阪府営住宅のストック活用事例集として写真を多くし、
できるだけわかりやすくということで作っています。それをお褒めいただいて非常にあり

がたいです。これはある程度の部数を用意してお配りできるようにもしていますし、言っていただいたように市町村の方々に公営住宅ってこんな使い方ができると、全国的には公営住宅の目的外使用というのはあまり事例がなくて、大阪府だけが飛びぬけて色々なことをしていますので、これをしっかり広めていく中で使いやすい場所がどんどん増えていったらと思っております。こういう取り組みを引き続きしっかりやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

(部会長)

ありがとうございます。ぜひ公営住宅の新しい使い方が地域の人にとってもメリットがあること、居住支援がそこで花開いて周辺地域にも効果があることを、次の冊子の改定には載せていただくと、今のご発言に効果的と思いました。

そうしましたら論点3については特に具体的なご意見はありませんでしたが、いずれにしても、新しい動きで法律のネックになるところが抜け落ちてしまうというお話や、今のお話ですと逆にもうある程度連携の下地はあるから、それをうまく生かしながら、行政がしっかりと旗を振っていくことが重要なんだと思います。

(専門委員)

府が直接対応できる部分と、それから市町村や場合によってはもう少し小さい単位、例えば日常生活圏域など地域包括ケアに対応したレベルで相談できる体制があるといいのではないかと思います。都道府県の居住支援協議会が、市町村の居住支援協議会設立の支援を盛んにされている例もあります。これからやっていくというお話でしたが、大阪府には相談支援するための資源、例えば居住支援法人の数、不動産の協力店のネットワーク等がすでに整備されているにも関わらず、市町村が動いていないという状況があるのではないかと思います。市町村が主体的に動いてくれない場合、居住支援法人の中でその地域のリーダー格になるところを、もう一つ別の大阪府版の調整コーディネーター業務みたいなものを委託できるような機関を見出していくことも考えられるのではないのでしょうか。社協や社会福祉法人やNPO法人の方にこの地域のハブになってもらう、そこと市町村がうまく繋がるような構成もひょっとしたら現実的ではないかと思っています。そういうことをやっていくときのきっかけとして、現在、大阪府居住支援協議会が連携して住まい探しの相談会を年に何回か市町村で実施しており、そのときにキーパーソンが集まっていると思います。その相談会で目に見えるニーズを見て、それに対応しようと思っている人たちを核とした事業者側の居住支援を行うネットワーク、行政でない居住支援協議会的なものを作っていくということもできるのではないかなと思います。市町村の住宅部局には動きの遅いところが多いので、他の方法もあるかなと思いました。以上です。

(部会長)

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

(事務局)

言っていただいたように大阪府の協議会で各市町村と住まい探し相談会をやっている中で、核になる不動産もいらっしゃいます。また、いざ困った方のご支援をされている社会福祉法人の中には居住支援法人になっていただいている方もたくさんいらっしゃって、今まさに言っていただいたように、行政の方が積極的ではないところも事業者・法人を中心に協議会を設立しようという働きかけを既に行っているところがあります。法人が中心となってやってくれるので行政も一緒に入ろうよということで、行政中心ではなく事業者中心でできるから、そこに行政もどうですかというような働きかけをやっているところです。近々そういった形での設立を準備しているところもあります。こういった色々なパターンの居住支援協議会の設立をやっていきたいと考えております。ありがとうございます。

(部会長)

ありがとうございます。挙手いただいていますのでよろしくお願いします。

(専門家)

市町村との繋ぎというキーワードのところでお話をさせてください。居住支援をやりたいとおっしゃっているいくつかのNPOが、今回茨木市が市・府・国の許可をいただけたので、自分の住んでいる市町でやりたいですと手を挙げました。「公営住宅の目的外使用はとても厳しいです」、「難しいです」と言われたそうです。誰に最初に相談に行くかで結果が変わってしまう。市町村でやりたいところがあっても、いざそれを相談したときにうまく話が進まなかったり、具体的な回答が得られなかったりすると、「やっぱり公営住宅の目的外使用は難しい」と思い込んでしまう。現場目線での実感なので、「ぜひ使ってください！」という、力強い発信があったら。市町村は取り組みやすいかもしれません。目的外使用は許可を取るのが大変というイメージしか市町村は持っていないから、チャレンジしづらい面があるので、目的外使用に関して緩和しますと国交省も言っていますよというようなことをもっとPRしてもらったら、検討してくれる市町村が増えると思います。協議会を作るのが負担なら今ある協議会の中に政策を乗せるだけでも進みますよということを伝えていただけたら助かります。新たに協議会作ろうと思うと軌道に乗るのに1年ぐらいかかってしまうので今ある協議会に乗せるというやり方なら、もうちょっとスピードアップすると聞きながら思いました。ありがとうございます。

(部会長)

どうもありがとうございました。やはり府がしっかり旗を振って現場に周知していただくことが重要です。

(専門委員)

すみません、ちょっともう退出しなくてはいけなくて、最後に少し先の論点を含めて少しだけコメントを残してと思っています。

この後にシェアハウスの基準等が今日ご議論されると思うのですが、細かな何㎡という数値に関しましては専門家などの研究を踏まえてと思うのですが、ただ、明確な数値を示すとどうしてもこれから改修物件が多くなる中で、本当に 0.5 ㎡以内みたいなのところをどうするのかというところを無理に削るとかいう形になりますので、概ねというようなアバウトさというか改修がしやすいような数値表現に変えた方がいいではないかと思っておりますということが1点。

あともう1点。これはご報告といたしますか、こういう考え方が結構よかったというところですが、国が今パブリックコメントの中で孤独死したときの基準を出しているのですが、その中で自然死の場合は心理的瑕疵に当たらないということを今回明確に国が言うことによつて、色々な議論はまだあると思いますが、宅建業者が基本的には貸しやすくなるというところがあるかと思えます。この議論はおそらくそのボトルネックになっている自然死、孤独死とか事故物件っていう定義がなかったと。事故物件と言っても定義がなかったので非常に過剰に反応して、みんなちょっとでも亡くなったらもう駄目だという形があつて高齢者に貸しにくかつたというところがあつたので、むしろ逆に事故物件とはこういうことですよと定義してあげることで、それに該当しないならば貸そうかなというところに動機が行くというようなところに向けての施策だと思う。ですから若者やそれ以外の方でもそれがボトルネックになるところはあると思いますので、そこに対して行政が明確な定義を出してあげることでわかりやすくしてあげるということも大事ではないかと思えます。すみません、今日は途中という形になります。以上で退出させていただきます。また今後ともよろしくお願いいたします。

(部会長)

どうもありがとうございました。高齢者住宅の中では、そこでお亡くなりになった方の部屋はかえって新しく入居を検討される方が、最後まで大変往生できる高齢者住宅だと喜ばれるぐらいですから、うまく指針を活かしたらと思いました。

それでは続いて論点4、5について議論したいと思います。引き続き事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局より資料説明（論点4から論点5）

(部会長)

ありがとうございました。それでは論点4の目標の部分と論点5のひとり親世帯向けシェアハウス基準、この2つについて議論を進めたいと思います。どこからでも結構ですので、ご意見ございましたら頂戴したいと思います。

(専門家)

1人親のシェアハウス基準について少し。案1ですけれども、若干緩和されているのですが、この数値に関しては何か根拠があったのかなど。どういうものを基準にされてこの数字が出てきたのかということをお聞かせいただきたいなと思いました。私は国の方の基準にも関わったのですけれども、全国のシェアハウスの基準を全部並べていって、できるだけ救えるように基準を決定していったという経緯がある。かなりちょっと狭いなというようなところも救えるようにという感じで結構緩やかに作ったところがありますので、これ以下にするというところの基準、数字の根拠のところを少しお聞かせいただきたいなと思いました。以上です。

(部会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(事務局)

専用居室の面積のところをご覧いただけたらと思うのですけれども、もともと単身の場合、国では9㎡とあったのを、大阪府では四畳半の面積を参考に7.5㎡以上という形で緩和をしました。今回、専用居室の面積について、ひとり親世帯向けの居室ということで小さなお子さんと一緒にいらっしゃる部屋の、国の基準では12㎡となっているところを10㎡という形で案1は緩和しています。この参考は6畳です。6畳の部屋で1人親世帯向け居室とできることを考えると、10㎡以上という基準になるということで、6畳の部屋に親子で入っていただけるように考えて10㎡としております。それ以外の9㎡というところは、ひとり親世帯向け居室以外ということで、いわゆる単身で入るところ、これについては今までの単身の場合と同じで四畳半をベースに7.5㎡としています。専用居室を緩和することに合わせて、全体面積の緩和も同じ面積分を引くという計算の仕方をしております。以上でございます。

(部会長)

ありがとうございます。いかがですか。

(専門家)

大丈夫です。

(部会長)

国で議論したときには、国の案で現状のシングルペアレント向けのシェアハウスがカバーできる、そういう見通しで作った基準ということですね。今回府でもこの点を考えられたと思います。なるべく救えるようにこの緩和案を出されたと思うのですが、ご覧になって狭過ぎて問題があるのであれば、率直にご指摘いただければと思います。

(専門家)

国の基準、これは最低だと思って作っていたので、そのあたりちょっと違和感があります。ただ、支援と面積基準は必ずしも一致しなくて狭いところでも一生懸命やっているところもあるんですね。なので、そのあたりはなんとも言えないところですけども、基準を少しちょっとどうかというところがあります。併せて、やはり面積基準作ったとしても、家賃補助が付かなかつたら結果的には登録しないところがほとんどだと思います。なので、それを考えると基準だけを作って先走ってもあまり使われないだろうなということが想定範囲なので、できれば何か支援みたいなものも合わせて検討していただく方がいいのかなと思います。さらに家賃補助が入ってくると基準緩和するともっと劣悪なストックも増えてくるのではないかと懸念しますし、市区町村がこれを横並びでやっていくとどういうふうになるのかなというところをもう少し検討していただきたいところかなと思います。

(部会長)

ちょっと私からの質問ですがこの基準というのはセーフティネット住宅のシングルペアレント向けのシェアハウス基準であって、今の話だったら、別にそれにのっからないものは普通にできてしまうよという話ですか。

(専門家)

そうです。なので、全国見ましても基準ができて登録住宅にしますというところは2件です。メリットがないので。むしろ、面積基準ばかりを縛られたり、煩雑になるので、それだったら自由にさせてもらいますというところがほとんどですので、せつかくできた制度です。家賃補助も含めて検討していただきたいなと思っています。

(部会長)

ありがとうございます。私もこの案を見たときに、建設費補助とか整備費補助を出すのであれば一定の水準に持っていくことが合理的だと思って、そうでないのであれば事業者の実情に合うものがないと思ったのですが、でもあまりにもハードルを下げ過ぎてしまうのであれば問題かもしれない。少し難しいですね、ここは。

(専門委員)

子供1人ではないパターンもあると思うので、案2の居室が7.5畳というのはちょっと狭すぎるという気がしています。先程おっしゃっていたようなことも踏まえて、論点4の方に繋がるのですが、目標値であったセーフティネット登録戸数を観測指標に変えるということですが、専用住宅は全くカウントしてないのでしょうか。専用住宅にしなければ家賃補助も使えないわけで、経済的支援を受けようと思うと専用住宅の戸数が非常に重要だと思うのですが、その辺が指標に加えられないのか、というのが目標1に対する意見です。それから目標2については、市町村協議会のある人口の比率が50%以上という目標ですが、大阪府では政令市が居住支援協議会を設立すればクリアできるのですが、その取組みが遅れている点が問題だと思います。ただ、大阪市は住まい情報センターに住まいの相談窓口は明示されているので、実態はわかりませんが、実質的な対応はされているのかもしれませんが。いずれにしても、政令市に対して、府から働きかけていただければいいのかなと思いました。以上です。

(部会長)

目標に関していかがでしょうか。

(事務局)

今目標1について、専用住宅のカウントはしていかないのかということがございました。専用住宅はもちろんカウントはすぐできるものです。ただ、大阪府内では大阪府初め、各市町村も現状は家賃補助とか改修費補助とかはしていないというのが現状で、国費を受ける場合に専用住宅になる、あるいは高齢者向けの住宅の場合に、専用住宅として登録するということが大阪府内ではやっております。

(専門委員)

サ高住は専用住宅として登録されていませんよね。

(事務局)

サ高住はセーフティネット住宅に登録するメリットが今のところはないので特に支障はないと思います。ただ登録を拒否もしてないので、登録するとなると、高齢者専用住宅という形の専用住宅の登録になります。

また大阪府のセーフティネット住宅は国のルールと異なり、全ての要配慮者を拒否しないことという大阪府内特別ルールを決めております。専用住宅にする場合には、特定の者・特定の属性のみを対象として登録することを可能としています。このため、例えばひとり親世帯のシェアハウスという専用住宅をしようと思ったら可能です。そういった専用住宅をカウントしていくこともありですけれども、補助を大阪府内ではしていない、補助しているところとあまり繋がってこないということで、もちろんカウントはできるけれども、目標や観

測指標とするにしても、なかなか何かを反映する数値とはなりにくいのかなと思っているところ です。

目標2については、おっしゃる通り人口の多いところが市町村協議会を設立すると一気に目標を超えていくということで、府内の政令市には私どももずっと働きかけているのですが、なかなか今のところ難しい、設立には至っていない。一方で、(先生に)おっしゃっていただいたように、実質的には居住支援をやっていることはやっているといるという状況にありまして、これを今後、形にしていく意味があるのかというのが市町村の考え方、各市の考え方だと思いますが、そういったところをきちんと話し合いしながら、この目標達成に向けて動いていきたいと思っております。

その手前でお話もありましたセーフティネットの基準。これは、登録するときの基準でして、例えばひとり親シェアハウス向けの基準も懸念されていた通り、基準を作っても使われない、登録されない。それ以外のところで勝手にやるということが考えられるのではないかと、そういうことになってしまわないかということでした。家賃補助の支援ということで、ご意見がありましたが、現状大阪府内では自治体からの家賃補助の支援は無く、国の直接補助としても家賃補助は無いので、府内のセーフティネット住宅には家賃補助という制度は無いのですが、改修費補助に関しては自治体の支援がなくても国からの直接支援ということがありえます。これを使う場合には、専用住宅にする必要があり、ひとり親世帯向けシェアハウスを、例えば既存のストックを改修して、セーフティネット住宅に登録しようとする時に国の改修費補助を受けると、専用住宅として登録しなければならない。その際には大阪府で定めた基準を守らなくてはいけないという流れになります。以上でございます。

(部会長)

今の点ですけれど、家賃債務保証もセーフティネット住宅に登録したら使えるということですよ。支援という意味では。

(事務局)

おっしゃる通りです。大阪府では家賃債務保証の支援は行っておりますので、これについてはセーフティネット住宅に登録されて、なおかつ、この家賃債務保証を受ける場合には、専用住宅である必要が出てきますので、大阪府の基準をきちんと満たしていただく必要があります。以上です。

(専門家)

目標1のところの入居契約件数を指標にするということですが、1つ成約まで至ったっていう部分は指標としてはあると思うけれども、我々現場で相談を受けていると、相談しないといけなくなった現状が、そういう人が増えるというのは、果たして良いことなのかどうかだと思います。例えば、我々が相談を受けるというのは、それはどこか家を追い出され

たとか、何らかの理由で引っ越しを余儀なくされたとか、あったりするのは府営住宅を追い出されたということで、居住支援をして成約に至るので、単純に数が増えればそれが目標達成しているのかというと、少しそこには違和感があるので相談に至った理由なども含めた分析をしないと、意味がないのではないかなとは思いますが。

(部会長)

ありがとうございます。ちょっとその辺りは確かに、安い家賃の契約件数が増えることが、単純にポジティブに捉えられるのか、確かにもう少し検討がいるのかもかもしれません。ありがとうございます

ひとり親シェアハウス基準について、今までの経験を踏まえてご助言いただけたら、と思いますがいかがでしょうか。

(専門家)

さっき言ってくださったように、狭いところでも出来ているところは出来ているし、母子の密着度といいますか、母子が仲良いところは狭くてもすごく明るく朗らかにやっています。私の自宅が3LDKですけれども、我が家も駆け込み寺のような役割をしています。狭い中でも親子で仲良く暮らす親子もいるし、1部屋じゃないと絶対嫌ですって言う人もいるし、その感覚ってバラバラなので、全てが文言通りじゃなく、最終判断は市町村に委ねてもらった方がいいと思います。市町村長の判断で。「承認を得たときは、この限りでない」というような一文を入れてもらうだけで、地域の実情に合わせた運用ができます。劣悪な環境でも押し込めてしまうような悪質な事業者はある一定ふるいにかけていくためにも、そこは市町村と連携し、協議をしながら進めていくというような一文をきっちり入れて。そこで市町村がふさわしくないと判断した場合は契約解除に至ることもあるようなことも書いていただいたら、市町村にある程度裁量が委ねられて現場をしっかりと見ていけるかなと思いつながら聞いていました。

(部会長)

ありがとうございます。そうすると単純に基準を下げていくよりは一定のラインは示しつつも、先程意見のあった「概ね」とか、懸念がない場合は認めるなど、+αの記述があればというご意見ですね。

(専門家)

府営住宅の目的外使用に関しては府と市町村の連携が必要というルールを設けてくださっているのですが、市の計画のどこにこの居住支援政策があてはまるかというところを私たちも意識して書類を書かしてもらったので、市町村のニーズに府があわせてくださるとうまくいく。そういう感じですね。

(部会長)

わかりました。ありがとうございます。その他何かご意見ございますでしょうか。
一通り論点4と5はご意見いただいたかなと思っております。よろしいでしょうか。
それでは計画策定はまだ続きますが、本日の意見を踏まえて府の方で検討いただけたらと思います。
最後になりますが、皆様から何か一言。これは言っておきたいということがございましたら、おっしゃっていただけたらと思いますが、よろしいですか。ありがとうございます。
そうしましたら、本日は皆さん貴重なご意見ありがとうございました。
現場で一生懸命取り組まれている方々に来ていただいて、非常に実のある議論ができたと思って感謝しております。それでは議事を終了して、これから司会進行を事務局にお戻しさせていただきますと思います。

3. 閉会